

《平成13年度税制改正》

中小企業関係の主要な税制改正

【事業承継関係以外】

平成13年1月

経済産業省 中小企業庁

はじめに

中小企業関係の租税特別措置等について

平成13年度税制改正において、景気対策関係をはじめ、中小企業関係の税制について重要な改正が行われました。（なお、事業承継関係は別資料をご参照下さい。）
本資料はそのポイントを説明したものです。内容は次の順になっています。

1．本格的な景気回復軌道の確保のための措置。

中小企業投資促進税制の延長。

中小企業技術基盤強化税制の延長。

2．中小企業関係の主要な租税特別措置。

3．中小企業の設備投資等に関する参考資料。

なお、外形標準課税（法人事業税）の導入は見送られました。

皆様の御参考にしていただければ幸いです。

目 次

1 . 本格的な景気回復軌道の確保【景気対策関連】	
(1) 中小企業投資促進税制の延長	1
(2) 中小技術基盤強化税制の延長	2
2 . 中小企業関係の主要な租税特別措置等	4
3 . 参考資料	
(1) 中小企業の設備投資実績額の推移	8
(2) 倒産件数の推移	9

1. 本格的な景気回復軌道の確保【景気対策関連】

(1) 中小企業投資促進税制の延長

あらゆる機械設備投資を対象とした中小企業投資促進税制を約1年間延長。

1. 中小企業者の設備投資を促進するための特別償却（初年度30%）又は、税額控除（7%）
（7%税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人及び組合。リースの場合はリース費用総額の60%について7%の税額控除のみ）
2. 全ての機械・装置を対象とし、また、幅広い業種が利用可能であるなど、中小企業の設備投資関係税制としては、最も包括的なもの。
3. 対象設備
 - (1) 全ての機械・装置
 - (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9種類
 - (3) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上（当初は8トン以上））、内航船舶（取得価額の75%が対象）
4. 取得価額
 - (1) 機械装置は1設備230万円以上（リースは300万円以上）
 - (2) 器具・備品は1設備又は同一種類の複数設備の合計が100万円以上（リースは140万円以上）
5. 指定業種の範囲
製造業・建設業・農業・林業・鉱業・卸売業・小売業・ガス業・旅行業・倉庫業・こん包業・通信業・水産養殖業
港湾運送業・一般旅客自動車運送業・道路貨物運送業・海洋運輸業及び沿海運輸業・損害保険代理業・内航船舶貸渡業
・サービス業（物品賃貸業、娯楽業（映画業を除く）及び特殊浴場業を除く。）
料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）
6. 経済対策による特別措置
平成10年4月の総合経済対策において創設（当初は平成11年5月31日まで）
平成11年、12年、13年度税制改正において適用期限を延長（平成14年3月31日まで）

(2) 中小企業技術基盤強化税制の延長

中小企業の研究開発を支援するため、中小企業技術基盤強化税制を約 1 年間延長。

〔制度概要〕 中小企業者の支出した試験研究費に対する税額控除 (1 0 %)。

(中小企業者が試験研究に要した費用の 10% を法人税額又は所得税額から控除する制度)

平成 10 年 4 月の総合経済対策において創設 (当初は平成 11 年 5 月 31 日まで)

平成 11 年、12 年、13 年度税制改正において適用期限を延長 (平成 14 年 3 月 31 日まで)

景気対策としての特別措置がない場合には、税額控除率は 6 % まで。

我が国製造業の規模別にみた研究開発活動の比較

	研究開発実施比率	研究開発費総額	売上高に対する研究開発比率
中小企業	8.7 %	5,916 億円	2.3 %
中堅・大企業	81 %	91,945 億円	4.1 %

(中小企業：従業者 300 人未満、中堅・大企業従業者 300 人以上)

(平成 1 1 年度総務庁科学技術調査報告)

中小企業の設備投資・研究開発に関する税制（ ）：経済対策）

中小企業投資促進税制

中小企業者全般

- ・ 30%特償・7%税額控除*

全ての機械・装置

- ・ 1設備230万円以上(リース340万円)
トラック(総重量3.5トン以上)
内航船舶

パソコン等9種類

- ・ 100万円以上(リース140万円)

ベンチャー税制(30%特償・7%税額控除)

- ・ 創造法対象の中小企業
- ・ 1設備250万円以上(リース340万円)

メカトロ税制(30%特償・7%税額控除*)

- ・ 162設備(電子機器利用設備)
- ・ 1設備160万円以上(リース210万円)

エネ革税制(中小企業者)(30%特償・7%税額控除)

- ・ 64設備(代エネは指定なし)
- ・ 1設備200万円以上(リースなし)

電子計算機の法定耐用年数短縮

- ・ パソコン6年 4年 ・ その他6年 5年

パソコン税制は平成12年度末で廃止

[100万円未満 全額損金算入(即時償却)]

中小企業等基盤強化税制(30%特償・7%税額控除*)

特定の中小企業(経営革新法等)

卸・小売・飲食店業・サービス業

- ・ 1設備280万円以上(リース370万円)
器具・備品は120万円以上(リース160万円)

中小企業者の一般機械特償

中小企業者(幅広く対象)

1設備230万円以上の機械装置

11%特償

中小企業技術基盤強化税制

全ての中小企業者

試験研究費の10%を税額控除(通常6%)

(備考: 7%税額控除のうち*印は資本金3,000万円以下の場合適用)

2 . 中小企業関係の主要な租税特別措置等

中小企業者の機械等の特別償却制度の延長

【制度概要】中小企業者等が230万円以上の機械装置を取得した場合に特別償却(特償率11%)。

中小企業等基盤強化税制の延長

【制度概要】特定の中小企業者や卸売業、小売業、サービス業の経営基盤の安定・強化に資するような一定の設備等について特別償却(30%)、または、税額控除(7%)

商業施設等の特別償却制度の延長

【制度概要】「中小企業流通業務効率化促進法」、「中小小売商業振興法」の認定中小企業者等について、共同物流センターや商業施設等の取得に係る特別償却(8%、12%(公衆の利便に資するもの))。

商工中金等の抵当権設定登記等に要する登録免許税の軽減措置の延長

【制度概要】商工中金及び信用保証協会の融資等に伴う抵当権設定の登記等につき登録免許税の税率を軽減(例:不動産:0.4% 0.1%)。

「中小企業経営革新支援法」関連税制措置の延長

- 【制度概要】 認定中小企業者等について、経営基盤強化に資する一定の機械等の割増償却(27%)。
 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却、及び同組合の取得資産に係る所得
 計算の特例（圧縮記帳）。
 試験研究費の額が増加した場合の税額の特別控除。

「中小企業創造的事業活動促進法」関連税制措置の延長

- 【制度概要】 中小企業の創造的事業活動を促進するため、
 一定の設備等について特別償却(30%)、又は税額控除(7%)。
 欠損金の繰越期間延長(5年 7年)。
 鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却、及び同組合の取得資産に係る所得
 計算の特例（圧縮記帳）。
 試験研究費の額が増加した場合の税額の特別控除。

火災共済協同組合等の異常危険準備金制度の延長

【制度概要】火災共済協同組合等が火災共済事業を行うことによって負う異常災害損失の補填に充てるため、収入共済掛金の5 / 100までの金額を異常危険準備金として積み立てた際に、損金に算入できる制度。

事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の延長

【制度概要】事業協同組合等の共同事業の実施のためには、内部留保の充実を図る必要がある。そのため、組合の各事業年度における留保所得について、その累積留保所得金額が出資総額の四分の一に達するまでは、その留保所得について一定率（10%～32%）の損金算入を認める。

中小企業等の貸倒引当金の特例制度の延長

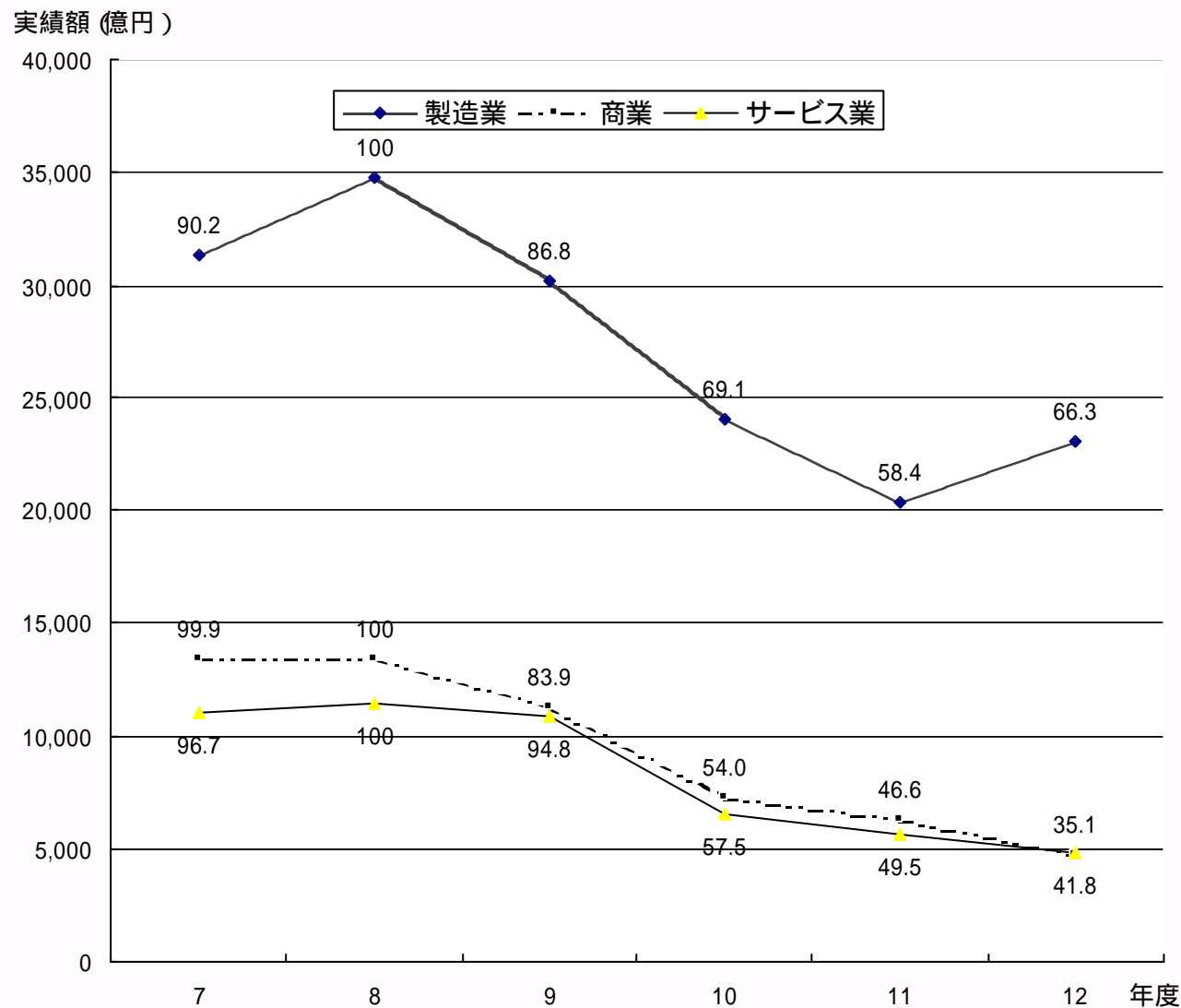
【制度概要】協同組合等については、通常の貸倒引当金の法定繰入限度額の16%増しの繰入れを認める。

中小企業総合事業団の行う高度化事業において特定の資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長

【制度概要】中小企業者が、事業資産を譲渡して、中小企業総合事業団が行う高度化事業用の資産に買い換えを行った場合、その資産買い換えから生じる差益については、圧縮限度額(利益の80%)の範囲内で、取得した資産の帳簿価額を圧縮記帳する。(買い換え資産を売却する時までの課税を繰り延べ。)

3 . 中小企業の設備投資等に関する参考資料

中小企業の設備投資実績額の推移(平成12年度は見込み)



平成8年度投資額を
100とすると、
平成12年度は、
製造業 : 66.3
商業 : 35.1
サービス業 : 43.3

出所：中小企業金融公庫
「中小企業設備投資動向調査」
「中小商業・サービス業設備投資動向」

倒産件数の推移（帝国データバンク調べ）

